

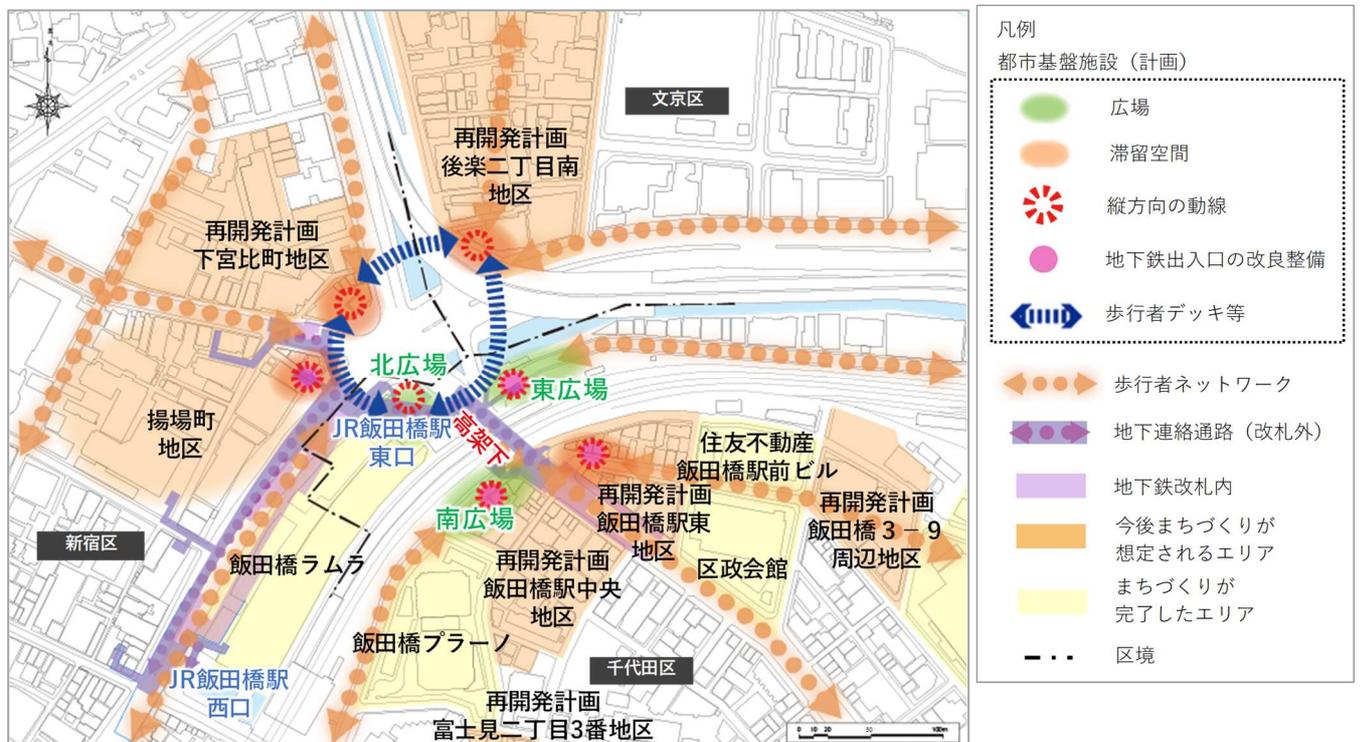
飯田橋駅周辺基盤整備について

1 概要

東京都、千代田区、新宿区、文京区及び鉄道事業者により構成される飯田橋駅周辺基盤整備推進会議では、令和7年7月に、飯田橋駅周辺における各都市基盤施設の必要性、仕様、整備及び維持管理に係る関係者間の役割分担、事業スケジュールなどの具体的な内容を取りまとめた「飯田橋駅周辺基盤整備計画」（以下「整備計画」という。）を策定した。また、令和7年10月に、整備計画に掲げられた都市基盤施設の整備等に関し、都市基盤施設を一体的にかつ効果的に整備する仕組み（以下「共同貢献スキーム」という。）を実現するにあたり必要な事項等を定めることを目的とした飯田橋駅周辺基盤整備に係る共同貢献スキームに関する要綱（以下「共同貢献要綱」という。）を制定した。

令和8年度からは、整備計画で具体化かつ深度化した各都市基盤施設の整備に着手する。

【都市基盤施設の整備の計画】



2 共同貢献スキームの要旨

共同貢献スキームで行う都市基盤施設の整備には、駅周辺開発事業者等から受け入れたまちづくり協力金及び補助金等（国費・地方費）を充当する。

また、共同貢献要綱にて、執行管理役を東京都、千代田区、新宿区及び文京区の4者とし、執行管理役の他、まちづくり主体及び基盤整備主体の役割等を定める。

【共同貢献要綱】

別紙のとおり

3 歩行者デッキ等(第1期区間)の整備

歩行者デッキ等の都市基盤の整備手法について、共同貢献スキームを用いることを想定しており、今後、関係者間で事業に関する協定を別途締結する予定である。

また、整備に要する費用はまちづくり協力金及び補助金等（国費、地方費）を充当する予定であり、区はその費用の一部を負担する見込みである。

【期間】

調査：令和8年度

設計：令和9年度～令和10年度（予定）

施工：令和11年度～令和16年度（予定）

4 今後の予定（文京区関連）

令和8年3月まで

まちづくり主体の選定

飯田橋駅周辺基盤整備に係る共同貢献スキームに関する協定締結

飯田橋駅周辺基盤整備に係る共同貢献スキーム歩行者デッキ等の整備（第1期区間：文京区～JR飯田橋駅周辺）に関する個別協定締結（調査）

令和8年4月以降

歩行者デッキ等の整備（第1期区間：文京区～JR飯田橋駅周辺）調査開始

※歩行者デッキ等（第1期区間）以外の整備時期については、現時点では未定

飯田橋駅周辺基盤整備に係る共同貢献スキームに関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、令和5年4月に策定された「飯田橋駅周辺基盤整備方針」(以下「整備方針」という。)及び令和7年7月に策定した「飯田橋駅周辺基盤整備計画」(以下「整備計画」という。)に基づき、整備計画に記載のある「共同貢献スキーム」の運用を明確化するとともに、整備計画に位置付けられた駅や街のつながりの強化、防災性の向上など、地域の課題を解決し、地域全体の価値向上に資する都市基盤施設(以下「都市基盤施設」という。)の整備を一体的かつ効果的に実現するために必要な事項を定めることを目的とする。

(適用地区及び都市基盤施設)

第2条 この要綱は、整備方針に位置付けられた対象エリア(以下「適用地区」という。)に適用する。

2 この要綱において対象とする都市基盤施設は、整備計画「5章 都市基盤施設の整備の計画」に位置付けられた施設のうち、共同貢献スキームを適用するものとする。

(用語の定義)

第3条 この要綱における用語の意義は、次に掲げるとおりとする。

- 一 まちづくり主体 適用地区において、まちづくりの検討を行うとともに、まちづくり協力金を受領し、その受領したまちづくり協力金から第8条各号に掲げる事項(以下「都市基盤施設の整備等」という。)に必要な費用へ充当する者をいう。
- 二 基盤整備主体 適用地区において、まちづくり協力金、補助金等を有効に活用し、都市基盤施設を整備する者をいう。
- 三 執行管理役 整備計画の実現に向けて、公平・公正な観点から、まちづくり主体及び基盤整備主体(以下「各主体」という。)を選定し、各主体を指示・監督し、各主体からの提案・報告に対して承認を行う者をいう。
- 四 まちづくり協力金 適用地区内の開発事業者等から拠出される、都市基盤施設の整備等への協力金をいう。
- 五 開発事業者等 適用地区内の市街地再開発組合、大規模地権者等をいう。

(まちづくり主体の役割等)

第4条 まちづくり主体は、次に掲げる役割を担うものとする。

- 一 整備方針及び整備計画の実現に向けて、主体的なまちづくりの検討及び飯田橋駅周辺基盤整備推進会議や執行管理役等への提案・検討支援を行う。
- 二 執行管理役の指示に基づき、まちづくり協力金の受領及び充当を行うとともに、都市基盤施設の整備等に必要な費用等の検討・提案を行う。

(基盤整備主体の役割等)

第5条 基盤整備主体は、次に掲げる役割を担うものとする。

- 一 執行管理役の指示に基づき、主体的に都市基盤施設の整備を行う。

- 二 前号に係る整備に必要な調整、監督等を行う。なお、必要な調整には、周辺の開発事業との各種調整等も含むものとする。
- 三 補助金の交付に関連した必要な手続等を行う。

(執行管理役の役割等)

第6条 執行管理役は、東京都、千代田区、新宿区及び文京区の4者とし、次に掲げる役割を担うものとする。

- 一 第1条の目的を達成するために必要な事項を定める。
- 二 整備計画の実現に向けて、公平・公正な観点から、各主体の選定を行う。
- 三 整備する都市基盤施設を決定する。
- 四 各主体からの提案及び報告に対する承認を行う。
- 五 各主体への指示及び監督を行う。

(まちづくり協力金)

第7条 適用地区において実施される都市基盤整施設の整備等に対して、開発事業者等は、まちづくり協力金を拠出できるものとする。

2 開発事業者等がまちづくり協力金を拠出しようとする場合は、東京都及び当該開発事業の区域が所在する区と協議を行うものとする。

(まちづくり協力金の活用)

第8条 まちづくり協力金は、次に掲げる事項に活用するものとする。

- 一 整備方針及び整備計画の実現に必要な検討
- 二 都市基盤施設の整備
- 三 適用地区全体の価値向上に資する事項
- 四 その他、執行管理役が必要と認める事項

(その他)

第9条 この要綱の運用に関して必要な事項については、執行管理役が別途定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和7年10月21日から施行する。

飯田橋駅周辺基盤整備に係る共同貢献スキームに関する要綱 (イメージ図)

